

興行場営業の 手引き

令和6年2月

大津市保健所 衛生課

目次

- はじめに、一般的な手続きの流れ・・・・・・・・・・p1
- 各種申請、届出及び申出の方法等について・・・・p2～p5
- 構造設備基準及び維持管理基準について・・・・p5～p8
- 各種申請書、届出書等の様式について・・・・・・・・p9～p20

《お問い合わせ先》

大津市保健所衛生課

〒520-0047

大津市浜大津四丁目 1-1 明日都浜大津 2 階

TEL : 077-522-7372

FAX : 077-522-7373

はじめに

興行場の営業を行おうとするときは、事前に保健所に許可申請を行い、保健所の許可を受けなければなりません。

なお、許可を受けるには、大津市興行場法施行条例で定められている構造設備基準等に適合することが求められます。

興行場とは・・・

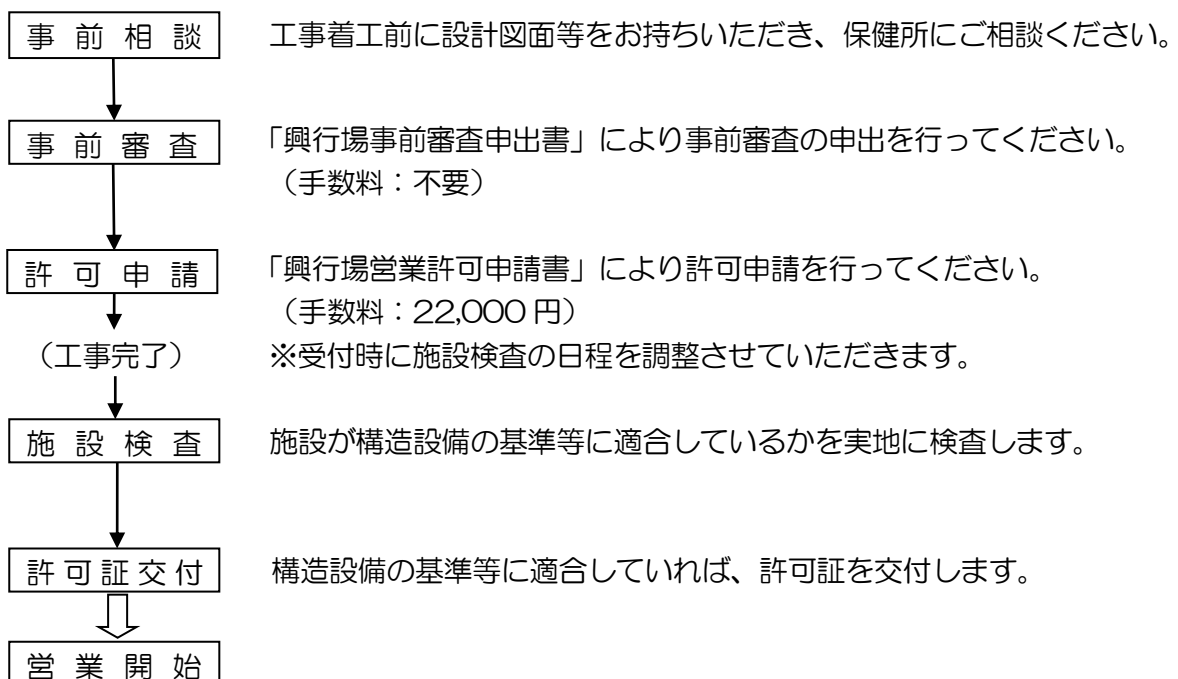
興行場法により、「映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設」と定義されており、具体的には、「映画館、劇場、寄席、音楽堂、野球場、見世物小屋(お化け屋敷等)」等が該当し、これらの施設を月5日以上営業する場合は、許可を受ける必要があります。

なお、飲食店に設置されたテレビ等の単なる客寄せの手段に過ぎないものや利用者本人が歌うことを目的としたカラオケボックスのような施設等については、興行場に該当しません。

また、興行場は施設形態から、次のとおり分類され、常設以外の興行場については、基準の一部が緩和されています。

- (1) 常設の興行場・・・「仮設構造、臨時及び野外」以外の興行場
- (2) 仮設興行場・・・天幕、プレハブ等の仮設施設を設けて、短期間のみ営業を行う施設
- (3) 臨時興行場・・・用途が興行場以外の既存の建築物を利用して、月に5日以上10日以内までの営業を行う施設
- (4) 野外興行場・・・観覧場が野外若しくは野外面している興行場
野外(A):大津市建築基準条例第5節の規定が適用される観覧場を有する施設
野外(B):大津市建築基準条例第5節の規定が適用される観覧場を有しない施設

1. 一般的な手続きの流れ



興行場の営業を実際に行うには興行場法だけでなく、他法令（建築基準法、消防法令等）も遵守する必要があるため、施設の計画段階において本市建築指導課（077-528-2774）、消防局予防課（077-528-2810）等にも興行場の営業について相談してください。

2. 事前審査の申し出

興行場の建築等を行おうとするときは、保健所に事前審査の申し出を行い、「**興行場事前審査結果通知書**」の交付を受ける必要があります。なお、事前審査申出書は**2部**提出する必要があります。

【申し出に必要なもの】

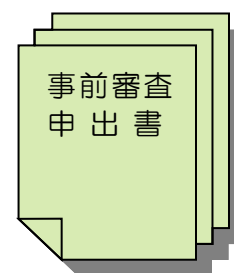
○興行場事前審査申出書（**大津市興行場指導要綱 様式第1号**）

○添付書類

- (1) 構造設備の概要（別紙様式）
- (2) 興行場の周囲おおむね300メートル以内の見取図
- (3) 興行場の配置図、立面図及び各階の平面図
- (4) 法人にあっては、登記事項証明書
- (5) その他保健所長が必要と認める書類（空調図面等）

● 事前審査の申出制度について

事前審査の申出制度とは、提出された書類から申出施設が構造設備基準等に適合しているか否かを審査するものであり、上記(1)～(4)の添付書類のみでは審査を行えない場合、「**その他保健所長が必要と認める書類**」として空調図面等の提出が必要になります。



3. 事前審査後の変更

事前審査結果の通知があった後にその申出の事項を変更しようとするときは、**あらかじめ**保健所にその旨を届出る必要があります。

【届出に必要なもの】

○興行場事前審査変更届出書（**大津市興行場指導要綱 様式第4号**）

○添付書類

- (1) 変更内容を証する書面
- (2) 構造設備の概要（別紙様式）（**変更事項が構造設備に関するときに限る。**）

4. 許可の申請（新規）

興行場の営業を行おうとするときは、保健所に許可申請して許可を受ける必要があります。なお、事前審査申出書又は事前審査変更届出書に添付した書類と同一のものについては、添付を省略することができます。

【申請に必要なもの】

○審査手数料（22,000円）

○興行場営業許可申請書（天津市興行場法施行細則 様式第1号）

○添付書類

以下の書類は必ず必要です。

- (1) 建築基準法第2条に規定する建築等が行われる場合にあっては、同法第7条第5項に規定する検査済証の写し
- (2) 建築基準法第87条第1項の規定に該当する建物の用途変更が行われる場合にあっては、同法第6条第1項に規定する確認済証の写し
- (3) 消防法令適合通知書の写し
- (4) その他保健所長が必要と認める書類（空調図面等）

事前審査申出書又は事前審査変更届出書に添付した書類と同一のものに限り、以下の添付書類が省略できます。

- (5) 構造設備の概要（別紙様式）
- (6) 興行場の周囲おおむね300メートル以内の見取図
- (7) 興行場の配置図、立面図及び各階の平面図
- (8) 法人にあっては、登記事項証明書

5. 変更の届出

申請書に記載した事項に変更が生じたとき（興行場の名称が変わったとき、申請者の住所や氏名が変わったとき、施設の構造設備を変更したとき（軽微なものに限る。）等）は、10日以内に保健所にその旨を届出する必要があります。

※ただし、次の7～9による承継の場合を除き、営業者を変更するときは、新たに許可を受ける必要があります。

【届出に必要なもの】

○興行場営業（変更・停止・廃止）届出書（天津市興行場法施行細則 様式第4号）

○添付書類

- (1) 変更内容を証する書面
- (2) 構造設備の概要（別紙様式）（変更事項が構造設備に関するときに限る。）

6. 停止、廃止の届出

興行場の営業を停止又は廃止したときは、10日以内に保健所にその旨を届出する必要があります。

【届出に必要なもの】

- 興行場営業（変更・停止・廃止）届出書（天津市興行場法施行細則 様式第4号）
- 添付書類
営業許可証または営業許可証紛失届（廃止の場合に限る。）

7. 譲受による承継の届出

興行場営業の許可を受けた営業者から、譲受により営業者の地位を承継したときは、遅滞なく保健所にその旨を届け出る必要があります。（※令和5年12月13日以降の譲受到適用）

【届出に必要なもの】

- 興行場営業承継届出書（譲受）（天津市興行場法施行細則 様式第1号の2）
- 興行場営業事業譲受到に係る業務状況調査票（天津市興行場指導要綱 様式第6号）
- 添付書類
 - (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
 - (2) 届出者が法人の場合にあっては、登記事項証明書

8. 相続による承継の届出

興行場の営業許可を受けた営業者が死亡し、相続により営業者の地位を承継したときは、遅滞なく保健所長にその旨を届け出る必要があります。

【届出に必要なもの】

- 興行場営業承継届出書（相続）（天津市興行場法施行細則 様式第2号）
- 添付書類
 - (1) 戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し
 - (2) 相続人が2人以上ある場合には、相続人全員の同意書

9. 合併・分割による承継の届出

興行場の営業許可を受けて営業している法人の合併又は分割により営業者の地位を承継したときは、遅滞なく保健所長にその旨を届け出る必要があります。

【届出に必要なもの】

- 興行場営業承継届出書（合併・分割）（天津市興行場法施行細則 様式第3号）
- 添付書類
合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人の登記事項証明書

構造設備の基準

基準		根拠	常設	仮設	臨時	野外	
						A	B
場所	排水が容易に行える場所に設けること。ただし、最下階の床面または床下に防湿上有効な措置が講じられている場合は、この限りでない。	条例 2-(1)	○	○	○	○	○
全体構造等	清掃および排水が容易に行える構造とすること	条例 2-(2)	○	○	○	○	○
	食堂、売店または食品販売設備は、便所の付近その他の不潔な場所に設けないこと。ただし、便所に次室を設けた水洗便所であって衛生上支障がない場合は、この限りでない。	条例 2-(4)	○	○	○	○	○
	座布団等を使用する場合は、清潔で衛生的に保管できる設備を設けること。	細則 5-2-(1)	○	○	○	○	○
	適当数の清掃用具および必要に応じ散水用具を備え、これらを清潔で衛生的に保管できる設備を設けること。	細則 5-2-(2)	○	○	○	○	○
	適当数のごみ箱を設けること。	細則 5-2-(3)	○	○	○	○	○
	適当な場所にごみの集積場を設けること。	細則 5-2-(4)	○	○	○	○	○
	入口には、泥土除去用の敷物等を置くこと。	細則 5-2-(5)	○	△	○	○	△
	ねずみ、昆虫等の侵入を防止するため、外部に開放されている窓等に金網等を設けること。	細則 5-2-(6)	○	△	△	△	△
観覧場	舞台等の興行に直接関係する場所を除き、ロビー、食堂、売店、便所等とは、隔壁等により区画すること。	条例 2-(3)	○	○	○	○	△
	階上の観覧場の前端は、階下に不潔な物等が落ちないような構造とすること。	条例 2-(5)	○	○	○	○	△
	1人の占有面積は、いす席または座席(ます席を含む。)にあっては 0.33 m ² 以上、立見席にあっては 0.20 m ² 以上とすること。	条例 2-(6)ア	○	○	○	○	△
	立見席には、入場者の観覧に支障が生じないよう手すりを設けること。	条例 2-(6)イ	○	○	○	○	△
喫煙所	喫煙所は、入場者が利用しやすい適当な場所に設置し、煙が観覧場内に流入しない構造とすること。ただし、興行場内での喫煙を禁止し、その旨を入場者の見やすい場所に表示する場合は、この限りでない。	条例 2-(7)	○	○	○	△	△
空気	観覧場、ロビーその他の入場者が利用する居室には、衛生的空気環境を適正に確保できる機械換気設備(空気を浄化し、その流量のみを調節して供給(排出を含む。)をすることができる設備をいう。)または空気調和設備(空気を浄化し、その温度、湿度および流量を調節して供給(排出を含む。)をすることができる設備をいう。)を設けること。	条例 2-(8)	○	△	△	△	△

構造設備の基準

基準		根拠	常設	仮設	臨時	野外		
						A	B	
照明設備	観覧場、ロビー、便所、廊下、階段その他の入場者が利用する場所は、床面における全般照度が 20 ルクス以上を確保できるものとする。	条例 2-(9)ア	○	○	○	○	○	
	観覧場内は、興行時間中においても床面における全般照度が 0.2 ルクス（観覧場内の出入口および非常口にあつては、0.5 ルクス）以上を確保できるものとする。	条例 2-(9)イ	○	△	△	△	△	
便所	適当数の入場者用便所を設け、常に清浄な水が供給できる流水式手洗設備を設けること。	条例 2-(10)	○	○	○	○	○	
	男子用および女子用に区別した水洗式便所であること。	細則 5-1-(1)	○	△	△	○	○	
	床面および内壁は、耐水性の材料を用い、清掃を容易に行うことができる構造であること。	細則 5-1-(2)	○	○	○	○	○	
	便器の数の合計は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に掲げる数以上であること。	細則 5-1-(3)	○	△	△	○	○	
	観覧場の定員区分(人)							便器の数
	定員 ≤ 100							3 個
100 < 定員 ≤ 500	3 + (定員 - 100) × 3 / 100 個							
500 < 定員 ≤ 1,500	15 + (定員 - 500) × 2 / 100 個							
1,500 < 定員	35 + (定員 - 1,500) × 1 / 100 個							

維持管理の基準

基準	根拠	常設	仮設	臨時	野外		
					A	B	
全体管理	興行場の周囲および内部は、常に清潔に保つこと。	条例 3-(1)	○	○	○	○	○
	ねずみ、昆虫等の発生および侵入の防止ならびに定期的な駆除は、規則で定めるところにより行うこと。	条例 3-(2)	○	△	△	△	△
	ねずみ、昆虫等の発生場所、生息場所および侵入経路ならびにねずみ、昆虫等による被害の状況について、6月以内ごとに1回、定期的かつ統一的に調査を実施し、当該調査の結果に基づき、必要な措置を講じること。	細則 6-1-(2)	○	△	△	△	△
	便所は、常に清潔に保ち、防臭のための適切な措置を講じること。	条例 3-(5)	○	○	○	○	○
	座布団等およびこれらの保管設備は、常に清潔で衛生的に保つこと。	細則 6-3-(1)	○	○	○	○	○
	清掃用具等およびこれらの保管設備は、常に清潔で衛生的に保つこと。	細則 6-3-(2)	○	○	○	○	○
	ごみは、適切に処理し、ごみ箱およびごみの集積場は、常に清潔で衛生的に保つこと。	細則 6-3-(3)	○	○	○	○	○
空気環境	観覧場、ロビーその他の入場者が利用する居室の空気環境は、規則で定める基準により調整すること。	条例 3-(3)	○	○	○	△	△
	炭酸ガスの含有率は、100 万分の 1,500 以下であること。	細則 6-2-(1)	○	○	○	△	△
	浮遊粉じんの量は、1 m ³ につき 0.2mg 以下であること。	細則 6-2-(2)	○	○	○	△	△
	空中落下細菌（生菌）数は、標準寒天培地を入れた内径9cm のペトリシャーレを5分間露出し、37℃、48 時間培養において 50 個以下であること。	細則 6-2-(3)	○	○	○	△	△
	空気調和設備を設けている場合は、前3号に定めるもののほか次の基準によること。	細則 6-2-(4)					
	温度は、17℃以上 28℃以下とし、冷房する場合は、外気との温度差は著しくしないこと。	細則 6-2-(4)ア	○	○	○	△	△
	相対湿度は、30%以上 80%以下であること。	細則 6-2-(4)イ					
	気流は、毎秒 0.5m 以下であること。	細則 6-2-(4)ウ					
測定は、必要に応じ実施し、その実施記録を2年以上保存すること。	細則 6-2-(5)	○	△	△	△	△	

維持管理の基準

基準	根拠	常設	仮設	臨時	野外		
					A	B	
照明設備	照明設備は、定期的に保守点検し、前条第9号アおよびイに規定する照度を保つよう管理すること。	条例 3-(4)					
	観覧場、ロビー、便所、廊下、階段その他の入場者が利用する場所は、床面における全般照度が 20 ルクス以上を確保できるものとする。	条例 2-(9)ア	○	△	△	△	△
	観覧場内は、興行時間中においても床面における全般照度が 0.2 ルクス（観覧場内の出入口および非常口にあっては、0.5 ルクス）以上を確保できるものとする。	条例 2-(9)イ					
その他	1回の興行時間が2時間 30分以上に及ぶときは、おおむね2時間 30分について 10分以上の休憩時間を設けること。ただし、換気を十分に行い、衛生上支障がない場合は、この限りでない。	条例 3-(6)	○	○	○	○	○
	定員を超えて入場させないこと。	細則 6-3-(4)	○	○	○	○	○
	入場者の衛生を保持するため、必要な注意事項を場内の適当な場所に掲示すること。	細則 6-3-(5)	○	○	○	○	○
	事故等に備えて、救急医療品および衛生材料を備えておくこと。	条例 3-(7)	○	○	○	○	○
	案内員その他直接入場者に接する従業員の衣服は、常に清潔に保つこと。	条例 3-(8)	○	○	○	○	○

条例：大津市興行場法施行条例

細則：大津市興行場法施行細則

《 構造設備及び維持管理基準の緩和 》

大津市興行場法施行条例第4条第1項の規定により、上記の△部分については、全部又は一部基準が緩和されます。

⇒詳細は、保健所までお問い合わせください。

<大津市興行場法施行細則>

様式第1号（第2条関係）

興行場営業許可申請書		受 付 欄
年 月 日		
(宛先) 大津市保健所長 興行場法第2条第1項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。		
申請者	ふりがな 氏 名	年 月 日生
	住 所	〒 電話 () -
ふりがな 興行場の名称		
興行場の所在地		〒 電話 () -
興行場の種別		<input type="checkbox"/> 映画 <input type="checkbox"/> スポーツ () <input type="checkbox"/> 演劇 <input type="checkbox"/> 演芸 () <input type="checkbox"/> 音楽 <input type="checkbox"/> 観せ物 ()
構 造 設 備		
営業開始予定年月日 (仮設又は既設の施設を 利用して臨時に興行を 行う興行場にあつては、 営業予定期間及び営業 予定時間)		

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 申請者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 構造設備の欄が不足する場合は、同欄に「別紙のとおり」と記載し、構造設備の内容を記載した別紙を添付すること。
- 4 添付書類
- (1) 興行場の周囲おおむね300メートル以内の見取図
 - (2) 興行場の配置図、立面図及び各階の平面図
 - (3) 法人にあつては、その登記事項証明書
 - (4) その他市長が必要と認める書類

<大津市興行場法施行細則>

様式第1号の2(第3条関係)

興行場営業承継届出書(譲受)		年 月 日	受 付 欄
(宛先) 大津市保健所長		興行場法第2条の2第1項の規定により地位を承継したので、次のとおり届け出ます。	
届出者 (譲受人)	ふりがな 氏名 生年月日(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	年 月 日生	
	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	〒 電話() —	
譲渡人	ふりがな 氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)		
	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	〒	
譲 渡 の 年 月 日			
ふ り が な 興 行 場 の 名 称			
興 行 場 の 所 在 地		〒 電話() —	
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号		年 月 日 第 号	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 添付書類

- (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出者が法人の場合にあつては、その登記事項証明書

<大津市興行場法施行細則>

様式第2号（第3条関係）

興行場営業承継届出書（相続）		受 付 欄
年 月 日		
（宛先） 大津市保健所長 興行場法第2条の2第1項の規定により地位を承継したので、次のとおり届け出ます。		
届 出 者	ふりがな 氏 名	年 月 日生
	住 所	電話（ ） ー
	被相続人 との続柄	
被相続人	ふりがな 氏 名	
	住 所	
相 続 開 始 年 月 日		年 月 日
ふ り が な 興 行 場 の 名 称		
興 行 場 の 所 在 地		〒 電話（ ） ー
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号		年 月 日 第 号

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 添付書類

- (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- (2) 相続人が2人以上である場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

<大津市興行場法施行細則>

様式第3号（第3条関係）

興行場営業承継届出書（合併・分割）		受 付 欄
年 月 日		
(宛先) 大津市保健所長 興行場法第2条の2第1項の規定により地位を承継したので、 次のとおり届け出ます。		
届出者	ふ り が な 名 称 及 び 代表者の氏名	
	主たる事務所の所在地	〒 電話 () -
合併により消滅した法人又は分割前の法人	ふ り が な 名 称 及 び 代表者の氏名	
	主たる事務所の所在地	〒 電話 () -
合併又は分割の年月日		年 月 日
ふ り が な 興 行 場 の 名 称		
興行場の所在地		〒 電話 () -
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号		年 月 日 第 号

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 添付書類

合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該興行場営業を承継した法人の登記事項証明書

<大津市興行場法施行細則>

様式第4号（第4条関係）

<p style="text-align: center;">興行場営業（変更・停止・廃止）届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（宛先） 大津市保健所長</p> <p>大津市興行場法施行細則第4条の規定により、次のとおり届け 出ます。</p>		受 付 欄
届出者	ふりがな 氏 名	
	住 所	〒 電話（ ） ー
ふりがな 興行場の名称		
興行場の所在地		〒 電話（ ） ー
許可年月日 及び許可番号		年 月 日 第 号
変更 内容	変更事項	
	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		年 月 日
停 止 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
廃 止 年 月 日		年 月 日

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 届出者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。

3 添付書類

- (1) 変更の場合は、変更内容を証する書面
- (2) 廃止の場合は、営業許可証
- (3) その他市長が必要と認める書類

<大津市興行場指導要綱>

様式第1号（第2条関係）

興行場事前審査申出書		受 付 欄
(宛先) 大津市保健所長 大津市興行場指導要綱第2条の規定により、事前審査を申し出ます。		年 月 日
申出者	ふりがな 氏 名	年 月 日生
	住 所	〒 電話 () -
ふ り が な 興 行 場 の 名 称		
興 行 場 の 所 在 地		〒 電話 () -
興 行 場 の 種 別		<input type="checkbox"/> 映画 <input type="checkbox"/> スポーツ () <input type="checkbox"/> 演劇 <input type="checkbox"/> 演芸 () <input type="checkbox"/> 音楽 <input type="checkbox"/> 観せ物 ()
構 造 設 備		別紙のとおり
営 業 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 申出者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。

3 添付書類

- (1) 興行場の周囲300メートル以内の見取図
- (2) 興行場の配置図、立面図及び各階の平面図
- (3) 法人にあっては、その登記事項証明書
- (4) その他保健所長が必要と認める書類

別紙

構造設備の概要

建築物	名称					
	建築様式等		<input type="checkbox"/> 仮設興行場 <input type="checkbox"/> 臨時興行場 <input type="checkbox"/> 野外興行場 <input type="checkbox"/> 一般興行場 造（地上 階・地下 階）			
	面積		敷地面積 m ²		延床面積 m ²	
観覧席	名称					合計
	階数					
	床面積					m ²
	入場者の定員及び1人当たりの床面積	いす席				人
						m ² /人
		立見席				人
					m ² /人	
その他					人	
					m ² /人	
	延定員				人	
喫煙所	設置場所					
	面積					m ²
	換気方法					
便所	設置場所					
	便器数	男性用				個
		女性用				個
		車いす用				個
照明設備	照明	観覧場(通常時)				ルクス
		観覧場(興行時)				ルクス
		ロビー等				ルクス
	補助照明設備		<input type="checkbox"/> 有（型式 ） <input type="checkbox"/> 無			
換気設備	換気能力		m ³ /時			
	機械換気設備		<input type="checkbox"/> 第1種 <input type="checkbox"/> 第2種 <input type="checkbox"/> 第3種 （給気用送風機+排気用送風機） （給気用送風機+自然排気口） （排気用送風機+自然給気口）			
	空気調和設備		<input type="checkbox"/> 有（型式 ） <input type="checkbox"/> 無			
備考						

<大津市興行場指導要綱>

様式第4号（第3条関係）

興行場事前審査変更届出書		受 付 欄
年 月 日		
(宛先) 大津市保健所長 大津市興行場指導要綱第3条の規定により、事前審査内容を変更したいので、届け出ます。		
届出者	ふりがな 氏 名	年 月 日生
	住 所	〒 電話 () -
ふ り が な 興 行 場 の 名 称		
興行場の所在地		〒 電話 () -
興行場の種別		
事前審査申出年月日		年 月 日
変更 内容	変更事項	
	変更前	
	変更後	

注1 届出者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。

2 変更内容を証する書面を添付すること。

<大津市興行場指導要綱>

様式第6号(第6条関係)

興行場営業事業譲受に係る業務状況調査票		年 月 日
(宛先) 大津市保健所長 次の営業施設に係る生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)附則第6条第2項の規定に基づく業務状況に関する調査内容について、次のとおり報告します。		
ふりがな 施設の名称		
施設の所在地	〒 _____ 電話() _____	
営業の種別	<input type="checkbox"/> 映画 <input type="checkbox"/> スポーツ() <input type="checkbox"/> 演劇 <input type="checkbox"/> 演芸() <input type="checkbox"/> 音楽 <input type="checkbox"/> 観せ物()	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
譲受人	ふりがな 氏名 生年月日(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	年 月 日生
	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	〒 _____ 電話() _____
譲渡人	ふりがな 氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	
	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	〒 _____ 電話() _____
譲受年月日	年 月 日	
譲受に際する変更事項	施設構造 <input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり(添付:変更の内容を明らかにする書類) その他 (内容 _____)	
衛生管理や事業の方針	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり(変更内容: _____)	
営業許可を受けた際の図面、その他書類の控え	<input type="checkbox"/> 譲渡人から受け取り、適切に管理している	
【以下保健所記載欄】	担当者氏名: _____ (部署 _____) 連絡先: _____	
施設の同一性が認められないような大幅な増設、営業の種別の変更がないか	<input type="checkbox"/> なし	
→軽微な変更を行っている場合は、変更届を提出させる。	<input type="checkbox"/> 提出済 <input type="checkbox"/> 提出予定日()	
譲受予定者による衛生管理や事業の方針が、衛生管理の確保に支障が生じない内容であることを確認したか	<input type="checkbox"/> 確認した	
事業譲受の手続き、営業の規定、衛生管理等に対する助言を行ったか	<input type="checkbox"/> 行った	
事業の継続や従業員の雇用の維持等により衛生水準を確保することが重要であることを周知するとともに、生活衛生同業組合に関する情報提供を行ったか	<input type="checkbox"/> 行った	
<input type="checkbox"/> 当該事業譲受については、衛生管理が適切に行われている状況を確認したことから、実地検査不要と判断する。 <input type="checkbox"/> 当該事業譲受については、本調査だけでは衛生管理が適切に行われている状況が十分に確認できないことから、実地検査が必要であると判断する。(実施検査予定日 年 月 日)		
年 月 日		大津市保健所 環境衛生監視員
【実地検査】	年 月 日	確認者 環境衛生監視員
指導事項等:		

営業者相続同意書

年 月 日

(宛先)
大津市保健所長

同意者 住 所
氏 名 _____

住 所
氏 名 _____

住 所
氏 名 _____

住 所
氏 名 _____

住 所
氏 名 _____

次のとおり _____ 営業の相続について同意します。

被 相 続 人	住 所	
	氏 名	
営業者の地位を承継すべき相続人	住 所	
	氏 名	

注) 同意者氏名の部分は、営業者の地位を承継する者以外の相続人全員が記名すること。

営業許可証紛失届

営 業 者 住 所 _____

施 設 所 在 地 _____

業 種 _____

施 設 名 称 _____

私は、営業許可証を紛失しましたので、紛失届を提出します。なお、営業許可証を発見しましたときは、速やかに返納いたします。

年 月 日

届出者 _____

(宛先)
大 津 市 保 健 所 長